

## 3-3 入会金・年会費

### ■ 入会金・年会費の支払い

- 入会金・年会費は一般正会員・準会員・公的加盟機関・特別会員・賛助会員のみ必要となる。
- 入会金については、入会時に支払う。(入会金には消費税がかかりません)
- 年会費(1月～12月分)については、当機構がつど定めた日までに翌年度の会費を支払う。  
(年会費には消費税がかかりません)
- 会員が退会した場合、入会金・年会費は返還しない。

### ■ 入会金・年会費

- 1 加盟店(一般正会員・準会員)の入会金・年会費については、表 3-3-1 のとおり。  
(J-Debit 新スキーム加盟店入会促進施策の対象)
- 2 公的加盟機関(準会員)の年会費(加盟機関登録料)については、表 3-3-2 のとおり。  
(J-Debit 新スキーム加盟店入会促進施策の対象)
- 3 特別会員の入会金・年会費については、表 3-3-3 のとおり。(加盟店入会促進施策対象外)
- 4 情報処理センタの入会金・年会費については、表 3-3-4 のとおり。  
(J-Debit 間接加盟店入会促進施策の対象)  
(加盟店入会促進施策 2 対象)
- 5 情報処理センタ以外の賛助会員の入会金・年会費については、表 3-3-5 のとおり。  
(一部加盟店入会促進施策対象外)  
(一部加盟店入会促進施策 2 対象)

## 3-4 登録料

### ■ 登録料の支払い

- 登録料(新規登録料・年間登録料)は会員資格を有さない登録加盟店、登録公的加盟機関及び認証データ入力機器ベンダのみ必要となる。
- 新規登録料については、登録時に支払う。(登録料には消費税がかかりません)
- 年間登録料(1月～12月分)については、当機構がつど定めた日までに翌年度の登録料を支払う。
- 登録を抹消した場合、新規登録料・年間登録料は返還しない。

### ■ 新規登録料・年間登録料

- 1 登録加盟店の新規登録料・年間登録料については、表 3-4-1 のとおり。  
(J-Debit 新スキーム加盟店入会促進施策の対象)  
(加盟店入会促進施策 2 対象)
- 2 登録公的加盟機関の年間登録料(加盟機関登録料)については、表 3-4-2 のとおり。  
(J-Debit 新スキーム加盟店入会促進施策の対象)  
(加盟店入会促進施策 2 対象)
- 3 認証データ入力機器ベンダの新規登録料・年間登録料については、表 3-4-3 のとおり。